

令和3年度小田原市市民活動応援補助金交付事業の変更点について（案）

1 UMECOと市の役割分担

両者で協議の上、より効率的で進めやすい体制となるよう、「団体との窓口はUMECO」「審査に係る事務は市」という考え方を基本に以下のとおり見直す。（太字は見直し部分）

業務の位置付け	業務内容	UMECO	市
制度案内	募集要項の原稿作成	—	○
	募集要項の印刷・配布・周知	○	(広報)
受付窓口	相談・応募受付・書類確認	○	—
審査決定	応募書類の写しの印刷 (審査員ほか必要な部数)	○	—
	1次審査(集計等)	—	○
	1次結果通知	—	○
	公開プレゼン資料の確認・印刷	○	—
	公開プレゼン	手伝い	○
	2次審査(集計等)	手伝い	○
	2次結果通知※	—	○
団体支援	交付決定・支払	—	○
	事業実施中の相談	○	—
	事業のPR(UMECOだより等)	○	—
交付額確定	事業視察・中間報告	○	—
	最終報告・交付額の確定	—	○
団体支援 制度周知	事業報告会	○	(広報)

※2次結果通知の際、UMECOからの通知(UMECO市民活動応援補助金の交付対象か否か)を同封する。

2 スタートアップコースの対象事業

過去にステップアップコースで補助金の交付を受けた団体が、別事業であってもスタートアップコースで応募できると、新規の団体が応募しづらくなる可能性があることから、以下のとおりスタートアップコースの対象事業に要件を追加する。

従来の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の団体では1回限りの補助とする。 ・応募できるのは、応募の時点で開始から1年以内までの事業とする。
追加する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市市民活動応援補助金の交付を受けたことがある団体は、スタートアップコースの交付を受けることができない。

3 募集期間

書類受付後にUMECOと市の両者で事務処理に必要な日数に鑑み、募集期間を以下のとおりとする。

前回募集期間	今回募集期間
令和元年10月1日(火)～12月13日(金)	令和2年10月1日(木)～11月30日(月)